二　マルチメディア放送を行う放送局のうち標準方式第三章の二第二節に規定する放送を行う放送局の送信設備

1　送信設備

電波伝搬の特性上閉鎖的であり、かつ、狭小な区域を対象とする放送を行う放送局（マルチメディア放送を行う放送局のうち標準方式第三章の二第二節に規定する放送を行うものに限る。）の送信設備

2　技術的条件

周波数の許容偏差

五〇〇Hz以内であること

○総務省告示第百七十五号

昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月二十三日　　総務大臣　原口　一博

第二項第一号の表スプリアス・レスポンスの項陸上移動局の欄を次のように改める。

項目	特性 陸上移動局
スプリアス・レスポンス	1　時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線設備と共用する空中線から二又は三の搬送波を同時に送信する場合 希望波の周波数から（±）九〇〇kHz離れた周波数において、希望波の受信電力より四八デシベル高い変調のない妨害波を加えた場合に、九五％以上の信頼度でフレーム誤り率が一％以下 2　1以外の場合 希望波の周波数から（±）九〇〇kHz離れた周波数において、希望波の受信電力より七一デシベル高い変調のない妨害波を加えた場合に、九五％以上の信頼度でフレーム誤り率が一％以下
実効選択度	希望波の周波数から（±）七五〇kHz及び（±）九〇〇kHz離れた周波数において、それぞれ移動局シミュレータの出力より五〇デシベル高い変調のない妨害波及び八七デシベル高い変調のない妨害波を加えた場合に、移動局シミュレータの出力が三デシベル以上上昇せず、かつ、九五％以上の信頼度でパケット誤り率が一・五％以下
感度	希望波（毎秒九・六キロビットの送信速度の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が（－一一七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の場合に、九五％以上の信頼度でパケット誤り率が一％以下	希望波の一・二三MHzの帯域幅における受信電力が（－一一四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）及び（－一二五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の場合に、それぞれ九五％以上の信頼度でパケット誤り率が〇・五％以下

第三項第一号を次のように改める。

1　八一五MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップであるものの受信設備

項目	特性 基地局	特性 陸上移動局
相互変調特性	希望波の周波数から（±）九〇〇kHz及び（±）一、七〇〇kHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ移動局シミュレータの出力より七二デシベル高い二つの変調のない妨害波を同時に加えた場合に、移動局シミュレータの出力が三デシベル以上上昇せず、かつ、九五％以上の信頼度でパケット誤り率が一・五％以下	
	希望波の周波数から（±）九〇〇kHz及び（±）一、七〇〇kHz（複号同順とする。）離れた周波数において、移動局クラスⅠ（実効輻射電力が一デシベルW（一ワットを〇デシベルとする。）以上八デシベルW以下のものをいう。）の受信電力より六デシベル高い二つの変調のない実効輻射電力が〇デシベルW（一ワットを〇デシベルとする。）以下のものをいう。）及び移動局クラスⅡ（実効輻射電力が一デシベルW（一ワットを〇デシベルとする。）以下のものをいう。）の受信電力より七デシベル高い二つの変調のない妨害波を、移動局クラスⅢ（実効輻射電力が〇デシベルW（一ワットを〇デシベルとする。）以下のものをいう。）の受信電力より九デシベル高い二つの変調のない妨害波を同時に加えた場合に、九五％以上の信頼度でパケット誤り率が一％以下	

第三項第四号を次のように改める。

4　一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が、基地局において毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップであり、かつ、陸上移動局において一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップであるものの受信設備

項目	特性 陸上移動局
スプリアス・レスポンス	1　時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線設備と共用する空中線から二又は三の搬送波を同時に送信する場合 希望波の周波数から（±）九〇〇kHz離れた周波数において、希望波の受信電力より四九デシベル高い変調のない妨害波を加えた場合に、九五％以上の信頼度でパケット誤り率が一％以下 2　1以外の場合 希望波の周波数から（±）九〇〇kHz離れた周波数において、希望波の受信電力より七一デシベル高い変調のない妨害波を加えた場合に、九五％以上の信頼度でパケット誤り率が一％以下
実効選択度	希望波の周波数から（±）九〇〇kHz及び（±）一、七〇〇kHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ移動局シミュレータの出力より五〇デシベル高い変調のない妨害波及び八七デシベル高い変調のない妨害波を加えた場合に、移動局シミュレータの出力が三デシベル以上上昇せず、かつ、九五％以上の信頼度でパケット誤り率が一・五％以下
感度	希望波の周波数から（±）九〇〇kHz以内であること	